

職工監視

方針決定マリハ、森木東務、今日午前
職工堂一堂、集會社へ目下経営難
シミツアリテ到底過大ナリ要求ニ應
得サルモノナルカ端、今回ノ要事項中
ハ相當審議ヲ要レ早急ト回答シ得サルモ
アリ然ルニ職工側、於テハ此矣ト顧ミスシテ要
求書提出、其日ニ回答ヲ迫リシカ如オ会社
トシテハ到底為レ能ハサルコトナリ但ニ客年
十有會社ハ請負歩増ヲ撤廃シタレカ之
痛楚止ム得サルニ出テタルフトナルモ職工、
併セムトスルモノナリト只官慰撫ニ努メタル模様
ニ其結果職工側、態度モ余程和サレタル模様
アリシカ今日午後一時職工代表者西川大川、
堀川、三名ハ今専務ニ會見ヲ求メ種々協議
結果會社側ニ於テ回答期日ヲ定メ其日ニ
、

以上、通り中間契約成立シタル結果本日出
トシテ強テ回答期日ヲ指示スル等ノコトヲ為サ
ベ且其間ハ誠実ニ就業入ヘシト申出テタルニ
ヨリ會社側ハ之ヲ承認シ覺書トシテ左記
決定書ヲ交付セシ職工代表者ハ之ニ諦ト
シテ今三時引取りタリ
勤職工八十九名(次勤者一千名)ハ何れも平常、勤務出
シ復シタルニ付未ル十三日(回答期日近ハ別段
変化ナカルヘシト思料セラル
右及申(通報済)也

左

記

(原文)マ

一、回答於テノ決定事項
回答ハ十日午後三時迄ニ文書ヲ以テ代表者
回答ス(但シ之ヨリ早キ二トヲ防ゲス)
二、重複會決定日通告ノ件

左

書